

令和 7 年度応募前ジュニアワークフェアの開催に係る
バス代等の一部負担に関する Q&A

Q. 県のバス代負担と労働局のバス代負担を併用できますか？

A. 併用可能です。県の支給については、県の支給要綱に従ってください。なお、併用した場合でも、上限金額を超える部分や、千円未満切り捨ての部分、学校からバス会社等への支払手数料等の負担が生じる場合があります。

Q. 天候等によりバス等の利用キャンセルが発生した場合、キャンセル料は労働局負担の対象となりますか。

A. バス等の借り上げに係る経費のみのため対象となりません。

Q. バス会社等から受領した見積書の項目に、「高速道路利用料金」や「燃料費」が記載されていますが、労働局負担額積算表にはどのように記載すべきですか？

A. 「高速道路利用料金」や「燃料費」等は負担の対象とならないため、積算表には当該金額を除いた金額を記載してください。

Q. 労働局が支払った金額が分かる書類は発行されますか？

A. 労働局から請求書の写し（PDF）を高等学校にメールにて送付いたします。